



(10) 旅行代金の支払

補助参加人らは、平成26年4月2日、本件海外視察の旅行代金として、それぞれ109万1500円を、株式会社トラベルe旅.COM（以下「本件旅行会社」という。）に対して支払った。内訳は、航空運賃（国際線）63万5000円、航空運賃（ニュージーランド国内）2万2840円、成田空港施設使用料金2540円、燃油追加代金4万2000円、航空保険料金500円、空港税6320円、現地交通費用（3月26日～28日）南島部分バス料金9万円、現地交通費用（3月28日～31日）北島部分バス料金8万円、ワイヘケ島へのフェリー代3000円、宿泊費用3月26日（クライストチャーチ）分1万7000円、3月27日（テカポ湖）分1万7000円、3月28日（ロトルア）分1万7000円、3月29日～31日（オークランド）分3万4000円（1万7000円×2泊）、7日間昼食・夕食代3万5000円（1日7000円×5泊）、3月27日、28日、30日、31日の現地ガイド料合計30万円（1日当たり7万5000円）のうち1人分6万円、国内移動費用2万9800円である（甲4の5、9、13、17頁。なお、内訳を合計すると109万2000円になる。）。

なお、昼食・夕食代の内訳は、昼食3000円、夕食4000円である（甲4の22頁）。

2 検討

(1) 争点1（本件海外視察に係る派遣決定及び公金支出等の違法性）について

ア 違法性判断の枠組みについて

(ア) 法100条13項に定める地方公共団体の議会による議員派遣は、議会制度を充実させ、地方分権を推進する一環として平

成14年法律第4号による地方自治法改正により設けられたものである。

宮城県議会会議規則第130条は、これを受けて、1項で「法100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。」とし、2項で「前項の規定により議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。」と定めている。また、本件手引きの「I 海外視察の概要」の「1 海外視察（調査）について」においては、「海外調査は、議員派遣として実施されるものであり、議案の審査又は県の事務に関する調査、その他議会において必要があると認められた場合に、調査目的、場所、期間などを明らかにした上で、議会の議決を経て決定されます。」と記載されている。

このように、県議の海外調査は、通常は宮城県議会の議決により、緊急を要する場合は議長において（ただし、その場合は事前に議会運営委員会に諮り承認を得る運用となっている（平成14年4月議会運営委員会決定事項、乙1の34頁）。）、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項について内容を審査し、議案の審査又は県の事務に関する調査、その他議会において必要があると認められる場合に、これを決定するものとされている。

(イ) もとより、普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の議決機関として、その機能を適切に果たすために合理的な必要性があるときは、その裁量により議員を国内や海外に派遣

することができる と解される。

しかしながら、このような議会の権能も絶対無制約なものではなく、合理的な必要性がないにもかかわらず所属議員を海外に派遣したり、研修や視察の名の下に遊行を主目的とするようないわゆる観光旅行を実施する等した場合には、裁量権行使の逸脱又は濫用として、派遣に要した費用の支出が違法となる場合があるというべきである。そして、裁量権行使の逸脱又は濫用の有無を判断するに当たっては、視察目的の合理性、視察先と視察目的との関連性、視察の必要性、視察内容、視察行程や費用の相当性などの事情を総合的に考慮する必要がある。

イ 視察目的

(ア) 前記認定のとおり、本件海外視察の目的は、本件企画書及び本件報告書に記載され、本件派遣決定時に県議会で認められたとおり、震災復興調査、スポーツ振興調査、自然環境保護調査、エネルギー問題調査、TPP問題（農業関係）調査、町おこし調査、観光資源調査であったと認められるところ、県は震災からの創造的復興を目指していたこと、本件派遣決定当時ラグビーワールドカップの誘致を目指していたこと、東日本大震災における福島県での原子力発電所の事故を契機にエネルギー問題について議論が行われていたこと等に照らせば、上記目的は県における議員の海外派遣の目的として合理的であるというべきである。

この点につき、補助参加人らは、みやぎ環境税の使途に関する調査は自然環境保護調査に、六次産業化に関する調査は町おこし調査に含まれており、これらも本件海外視察の目的としていたと主張する。

しかし、みやぎ環境税の使途に関する調査という目的は、本件企画書、本件報告書及び本件聴取の結果にも記載がなく、本件海外視察前から本件海外視察の目的としていたと認めるべき証拠がない。補助参加人らは、自然環境保護調査の一部として認識していたため記載がないと主張するが、本件報告書には入山料の額及びその全てが登山コース保全に使われること等みやぎ環境税の使途の議論に資する可能性のある情報が記載されているのであるから、みやぎ環境税の使途を調査する目的があったのであれば、みやぎ環境税について一言も言及がないというのは不自然であって、補助参加人らの主張は採用できない。

また、補助参加人らは、六次産業化とは、農林漁業者が食品加工や流通販売まで行うことをいい、山元町がイチゴを生産するにとどまらずワイン等に加工し、販売することはまさに六次産業化であるから、視察前から六次産業化について検討していたと主張するが、視察の目的は視察に参加する議員らによって明確に把握されている必要があり、視察の内容及び結果は同目的に沿ったものになるべきところ、本件海外視察において補助参加人らが六次産業化に関する調査という目的を明確に把握していた証拠はなく、視察に際しても六次産業化に係る質問をしたとは認められない上、六次産業化に関する調査という目的は、本件企画書及び本件報告書に記載がなく、本件聴取において初めて言及されたものであることに照らせば、視察前から六次産業化に関する調査を本件海外視察の目的としていたものと認めることはできない。

(イ) 原告は、ニュージーランドを視察先とすることは補助参加人石川が参加者を募った時点で決定しており、海外の復興例を調

べることもなく、参加議員による協議もせずに決めたのであるから、震災復興調査という目的は名目的なものであると主張する。

前記認定のとおり、確かに、補助参加人石川はニュージーランドへの視察を目的として補助参加人渡邊を勧誘しており、補助参加人らで視察国の決定について協議したことも認められず、ニュージーランドに行くことが前提となっていたことは否めない。しかし、ニュージーランドは東日本大震災と同時期に大地震の被害に遭っており、その被害や復興の状況が異なるとしても、被災地を視察することで、県の目指す創造的復興に関する施策の参考となる情報を取得し得る。

また、原告は、T P P 問題農業関係調査という目的についても、日本とニュージーランドはT P P 問題に関する利害状況が正反対であるから、視察をしても何ら成果を上げることができないことは行く前から分かっていたので、後付けの目的にすぎないと主張する。しかし、日本とニュージーランドでT P P 問題に関する利害状況が異なるとしても、視察先の選択や視察内容によっては、県の農業基盤を強化するために参考となる情報が得られる可能性がある。

したがって、視察国がニュージーランドと決まっていたこと自体をもって、震災復興調査が名目的な目的であるとはいえず、またT P P 問題農業関係調査が後付けの目的であるということもできない。

よって、原告の主張は採用できない。

ウ 事前準備

また、原告は、本件手引きにおいて、海外視察の企画・立案に

当たっては、調査目的、調査事項、調査先候補の選定に先立つ事前の調査、情報の収集が必要であると記載されているにもかかわらず、補助参加人らは何ら事前研修を行わずに本件申出書を作成しており、視察先についても旅行会社が選定していることから、主体的な事前準備・検討がなされておらず、本件派遣決定及び本件公金支出は違法であると主張する。

確かに、事前研修の具体的な内容については不明確な部分があり、視察先決定の経緯も明確とはいえないが、前記認定のとおり、本件企画書を作成するに当たって、補助参加人らは、それぞれ提案した調査項目について協議していることから、補助参加人らが主体的な事前準備・検討を何ら行っていないとまではいえず、直ちに本件派遣決定及び公金支出が違法であるとはいえない。

よって、原告の主張は採用できない。

エ 只野県議の不参加

さらに、原告は、本件海外視察に参加する予定だった只野県議が、県道の供用開始式典において祝辞を述べるという些末な理由で参加を取り止めて、これを容認する姿勢からしても、補助参加人らが単なる海外旅行としか認識していないことが明らかであると主張するが、只野県議が参加を取り止めたとしても、そのことから直ちに補助参加人らが本件海外視察を単なる海外旅行としか認識していなかったと認めることはできない。

よって、原告の主張は採用できない。

オ 視察先と視察目的との関連性、視察の必要性、視察内容の相当性等

(ア) 1日目の視察先について

a オールドAMIスタジアムについて

前記認定のとおり、オールドAMIスタジアムの視察目的は、震災対策についてその過程を調査すること及びスポーツ振興調査であり、クライストチャーチ前市長及びオールブラックスの元選手から話を聞くため事前にアポイントメントを取ったところ、会談場所としてオールドAMIスタジアムを指定されたのであるから、視察先と視察目的との関連性は認められる。また、クライストチャーチ市は東日本大震災の17日前に大地震が発生し、本件海外視察当時は3年が経過しており、県同様復興過程にあったと考えられること及び当時仙台市が2019年に日本で開催されるラグビーワールドカップの開催地として立候補しており、2度のラグビーワールドカップ開催経験を持つニュージーランドで、ワールドカップが開催されたスタジアムを視察することが参考になり得ると認められることに照らせば、オールドAMIスタジアムについては、視察の必要性が認められる。

また、前記認定の通り、補助参加人らは、オールドAMIスタジアムにおいて、クライストチャーチ前市長及びオールブラックスの元選手と会談し、被災した建造物の取扱い等の震災時の対応及びワールドカップ開催時の状況等について説明を受けたのであるから、視察内容は上記視察目的に照らして相当であると認められる。

これに対し、原告は、ラグビー場がどのように整備されているかを調査しておらず、スポーツ振興調査に力を入れているという補助参加人渡邊も質問をしていないから、実質的な調査は行われていないと主張するが、前記のとおり、補助参加人らはクライストチャーチ前市長及びオールブラックスの

元選手と会談しているのであり、オールブラックスの元選手からワールドカップの様子を聞くことはワールドカップ誘致のための調査という目的に沿うものであるから、補助参加人渡邊が直接質問をしていないとしても、実質的な調査が行われていないとはいえない。

b カーボンカテドラルについて

前記認定のとおり、カーボンカテドラルにおいては、その制作過程と震災後の効果が調査項目とされており、補助参加人らは震災遺構の保存に関する議論に資する情報を得ることを目的としていたところ、ニュージーランドにはそもそも震災遺構の保存という政策自体存在しなかったものの、これは事前に国内で調査をしても判明したとはいえず、視察目的と視察先との関連性及び視察の必要性は認められる。

また、本件報告書には、カーボンカテドラルについて、日本人建築家が設計・建造したこと及び観光施設になっていることしか記載されておらず、本件報告書からは視察内容が明らかとはいえないが、前記認定の通り、補助参加人らは、カーボンカテドラルにおいて司祭であるリンダ・パターソン氏から同聖堂が被災者の心のよりどころとして機能していることなどを聴取しているので、視察内容の相当性も認められる。

これに対し、原告は、県内における震災遺構保存の問題について検討する一助とするなら、どのような議論を経て復興記念施設建設に至ったかを聞き取った上、犠牲者の出た建造物についての現状を視察すべきであったが、補助参加人らはこれをしておらず、実質的な調査をしていないと主張するが、前記のとおり、補助参加人らはリンダ・パターソン氏から説

明を受け、震災後に建設されたカーボンカテドラルの機能等の説明を受けている。よって、原告が主張する調査を行わなかったとしても実質的な調査をしていないとはいえず、原告の主張は採用できない。

c 市内トラムについて

前記認定のとおり、補助参加人らが体験乗車をした市内トラムについては、環境保護対策の調査を目的とし、施設の現状と問題点を調査項目としており、同項目について調査をするためには、市内トラムに体験乗車をするだけでは不十分であるものの、視察目的と視察先との関連性がないとはいえず、視察の必要性を否定することはできない。また、市内トラムの乗車時間は短時間であり、次の行程である市内視察に向かう交通手段でもあり、乗車のための費用は本件公金支出に含まれていないことに照らせば、視察内容、行程及び費用の相当性は一応認められる。

これに対し、原告は、県内で路面電車の建設が検討されていないので、視察の必要性はないと主張するが、前述のとおり視察目的と視察先との関連性がないとはいえず、県内で市内トラムと同様の路面電車の建設が検討されていないとしても、視察の必要性がないとはいえないので、原告の主張は採用できない。

d 市内視察について

前記認定のとおり、補助参加人らは、クライストチャーチ市の震災対策を視察するため、クライストチャーチ市内の被災地区を視察しており、視察目的と視察先との関連性は認められ、クライストチャーチ市の地震の17日後に東日本大震

災が発生しており，クライストチャーチ市も県同様に復興過程にあることからすれば，市内視察について視察の必要性及び視察内容の相当性は認められる。

(イ) 2日目の視察先について

a マウントクック国立公園について

前記認定のとおり，補助参加人らは，環境保護調査を目的とし，観光地の環境保護対策の現状を調査項目として世界遺産に登録されているマウントクック国立公園を視察しており，視察目的と視察先との関連性は認められる。また，県内には世界遺産は存在しないものの，松島や三陸海岸など自然観光資源を観光地としている場所が多数存在しており，観光地の環境保護対策の現状を調査する必要性は認められる。

また，前記認定のとおり，マウントクック国立公園について，本件海外視察前に調査したことは世界遺産であることのみであり，本件報告書には，マウントクック国立公園について，入場料・入山料，来園者数，外国種を持ち込まない方針を取っていること等の外形的な事実が簡潔に記載されるにとどまっており，視察内容について十分な記載があるとはいえないが，補助参加人らは，マウントクック管理事務所の管理課長であるレイ・ベリンガー氏にアポイントメントを取って入山料が登山コース保全に使われることや外国種の動植物が持ち込まれないように徹底して管理を行っていることなどについて自然環境保護調査の目的に沿った話を聞いていることから，視察内容が相当でないとはいえない。

b テカポ湖畔について

前記認定のとおり，補助参加人は，環境保護調査を視察目

的とし、観光資源の保護の現状と今後の課題を調査項目として、星空を保護する運動を行っているテカポ湖畔及びマウントジョン天文台を視察していることから、視察目的と視察先との関連性は認められる。

また、前記認定のとおり、補助参加人石川及び佐々木は、県内の天体観測場所も視察しており、県内の天体観測場所を整備するため、星空を保護する運動を行っているテカポ湖畔を視察する必要性は認められる。さらに、本件報告書のテカポ湖畔に係る記載は外形的事実がほとんどであり、視察内容の報告としては不十分な点があるものの、星空保護の運動を行っている「アース&スカイ」社の役員であるグレイム・マレイ氏に事前にアポイントメントを取り、光害を徹底して排除する仕組み等の説明を受け、実際に星空を観察していることから、視察内容は相当であるといえる。

原告は、天体観測場所の環境整備において光害の防止が重要ではないことや、観光地であるテカポ湖畔で観光ツアーと大差がない視察をしていること等から視察の必要性が認められないと主張するが、天体観測場所の環境整備において光害の防止が重要ではないとはいえ、前記のとおり、補助参加人らは、事前にアポイントメントを取ったグレイム・マレイ氏から、自然環境保護調査の目的に沿った話を聞いていることから、一般の観光ツアーと大差がないとはいえ、原告の主張は採用できない。

また、原告は、補助参加人佐々木が、仙台市天文台の移転すら知らず、県内の天体観測場所についてホームページ（甲43）の受け売りの説明しかしていないことから、補助参加

人らは県内の天体観測場所を整備するつもりがなく、視察の必要性はないと主張する。しかし、補助参加人佐々木は、ホームページに記載されていない鳴子温泉鬼首吹上キャンプ場について、天体観測場所として整備すべきであると証言し(証人佐々木4～5頁)、平成27年9月定例会(第353回)においても同キャンプ場について言及していること(丙6の6)に照らせば、補助参加人らは一定程度具体的に県内の天体観測場所整備を検討していると推認できることから、テカポ湖畔の視察は必要性が認められるので、原告の主張は採用できない。

(ウ) 3日目の視察先(ワイラケイ地熱発電所)について

前記認定のとおり、補助参加人らは、エネルギー問題調査を目的として、発電所の現状と問題点調査並びに経費の調査を調査項目としてワイラケイ地熱発電所を視察しており、視察目的と視察先との関連性は認められる。

また、県内には鬼首地熱発電所が存在すること及び東日本大震災での原発事故を受けて自然エネルギーによる発電が注目されていることから、地熱発電所の視察には視察の必要性が認められる。

本件報告書には、グレッグ・ビグナール氏の経歴等に関する説明以外には、ニュージーランドが2005年以降地熱に力を入れるようになったこと、発電の余熱を活用できることしか記載されておらず、視察内容の記載として不十分であることは否めないが、補助参加人らは、事前にアポイントメントを取って、地熱発電に関する資料に基づいてグレッグ・ビグナール氏から地熱発電の仕組みや余熱の活用法等について説明を受けており、

視察内容の相当性は認められる。

これに対し、原告は、日本に占める地熱発電の割合は国内電力需要量のわずか0.3パーセントにとどまっていること及び県の再生可能エネルギー政策においても重要な政策ではないことから、そもそも視察目的自体が不合理で、不必要であると主張するが、県内には鬼首地熱発電所が存在し、将来同発電所を活用する可能性を検討するために地熱発電所の視察を行うことが不合理又は不必要であるとはいえない。

(エ) 4日目の視察先について

a TPP関係視察先について

前記認定のとおり、補助参加人らは、TPP問題調査を目的として、それぞれ、キウイ360の現状とその維持活動の問題点、コンビータ養蜂場の現状とTPP対策の問題点、酪農施設の維持活動を調査することとしていた。しかしながら県内の生産量のごくわずかである農産物の生産施設であり、かつ観光名所であるキウイ農園と養蜂場、県内の主たる産業ではない酪農の施設を視察先に選定した理由が不明であるにもかかわらず、派遣決定がなされていることからすれば、本件派遣決定に当たって、県議会で視察先と視察目的との関連性について審査されていなかったことが推認される。

これに対して、補助参加人らは、ニュージーランドはTPP発効により他国に対して優位な立場となるから、県内においてTPP発効による影響から農家を保護するにとどまらず、むしろ利益を上げていくためにはどのような手法を取るべきかについての参考とするため、ニュージーランドの農場等を視察することは非常に有益であると主張し、補助参加人らが

タウランガ酪農場ではこの点に関し経営者からの説明を受けていることも認められる。しかし、補助参加人らがかかると問題意識の下でT P P 関係視察先の視察を行ったと認めるべき証拠はなく、むしろ、補助参加人石川は、ニュージーランドはT P P に関しての意識があまり高くなかった、もうちょっと違う話が聞けると思っており、期待どおりの成果が得られなかったと証言していること（証人石川44～45頁）、酪農についてもニュージーランドが乳製品の輸出国であり、大規模でコストが低く抑えられていることなどの調査はされていなかったことに照らせば、本件海外視察当時上記のような問題意識を有していたとは認められず、補助参加人の主張は採用できない。

b イーデンパーク

補助参加人らは、イーデンパークを訪問し、スーパーラグビーの試合を観戦しているところ、本件海外視察の企画当時からイーデンパークの視察を予定していたと主張するが、前記認定のとおり、本件企画書及び本件申出書にはイーデンパークの視察予定が記載されておらず、スポーツ振興調査をクライストチャーチ市で行うこととしていることから、オークランド所在のイーデンパークを視察する予定がなかったことは明らかである。よって、イーデンパークの視察については、議会における審査を経ていないものと認められ、イーデンパークの視察内容は、事前の調査等もないままイーデンパークに向かう途中で、周辺の一般車両進入禁止状況の確認とその説明を多少受ける程度で、後はスーパーラグビーの試合の観戦であったことからすれば、イーデンパークへの訪問は、ス

ーパーラグビーの試合を観戦することが主目的であったと推認される。

したがって、イーデンパークを視察する必要性は認められない。

これに対し、補助参加人らは、イーデンパークの視察は予定されていたものの、説明をしてもらう担当者がおらず、特段支出が必要ないことから記載していなかったと主張するが、1日目の視察先である市内トラムは、体験乗車をしただけで説明をしてもらう担当者はおらず、市内トラム視察にかかる費用も旅行見積書等に記載がないにもかかわらず、本件企画書及び本件申出書に視察先として明記してあるのであるから、イーデンパークの視察について記載されない理由は明らかではなく、補助参加人らの主張は採用できない。

(オ) 5日目の視察先（ストーニーリッジワインヤードとハウワインヤード）について

前記認定のとおり、補助参加人らは、町おこし調査の目的で、ワインファクトリーの活動状況とその問題点を調査することとしてストーニーリッジワインヤード及びハウワインヤードを訪れているが、視察目的と視察先との関連性が直ちに明確とはいえない。

そこで、視察内容をみるに、補助参加人らは、事前にアポイントメントを取ったジェシー氏及びトニー・フォーシス氏から説明を受けたと主張しているが、本件報告書には、ワイヘケ島の外形的事実を除けば、海、農園、工場、食事、お酒を組み合わせで一大観光地になったこと、農園を開園するまでは苦労が多くあったことしか記載されておらず、説明内容の具体的な記載

が全くない。このことに照らせば、補助参加人らは、単にワイヘケ島の島内を見て、ワイン農園を訪れ、ワインを飲んだにすぎないといわざるを得ず、視察目的と視察先との関連性、視察内容の相当性及び視察の必要性を欠いているにもかかわらず本件派遣決定がなされていることから、議会において、本件派遣決定に当たり、ワイヘケ島のワインファクトリーと町おこし調査の目的との関連性については審査されなかったといわざるを得ない。

カ 小括

以上によれば、本件海外視察のうち、4日目及び5日目の視察先については、本件派遣決定の際に視察目的と視察先の関連性について審査がなされていないか、議会の審査を経ずに県政と無関係な遊行を主目的とする行程を組み込んだものと認められることから、4日目と5日目の視察に係る本件派遣決定及びそれに伴う本件公金支出は、議会の裁量権行使の逸脱又は濫用に当たり、違法であるというべきである。

キ 補助参加人らが返還すべき額について

そこで、補助参加人らが返還すべき額について検討する。

前記のとおり、本件海外視察において実際に視察を行った5日間のうち2日間の行程が違法であるから、本件海外視察の全行程のうち違法な行程の割合は40パーセントを占めることになる。他方、本件海外視察には適法な行程も存在しており、本件公金支出全額を違法ということはできず、違法とされる4日目及び5日目の視察に係る費用を返還すべきであるところ、4日目及び5日目の視察費用が、本件旅行会社に支払った旅行代金のうち本件公金支出に係る90万円から支出されたのか、それ以外の部分から

支出されたかを区別することができない。したがって、4日目と5日目の視察費用を、本件旅行会社に支払った旅行代金から、旅費支給の対象でないものを除いた費用全体に割り付け、本件公金支出に係る90万円のうち4日目と5日目の視察費用に相当する金額を返還するのが相当である。

前記認定のとおり、4日目及び5日目の視察に係る1人当たりの費用は、宿泊料3万4400円(1万7200円×2日分)、定額による外国旅行雑費5600円(2800円×2日分)、北島部分バス料金4万円(8万円の4分の2)、ワイヘケ島の往復フェリー代3000円で、合計8万3000円である。

そして、本件旅行会社に支払った1人当たりの旅行代金109万1500円のうち、旅費支給の対象となる額は、対象とならない昼食代1万5000円(3000円×5日)及び現地ガイド料6万円を差し引いた、101万6500円である。

よって、101万6500円のうち8万3000円が違法であるから、本件公金支出に係る90万円のうち7万3487円は違法であるというべきであり、補助参加人らは、それぞれ、7万3487円を返還すべきである。

(2) 争点2(補助参加人らの悪意の受益者性)について

原告は、補助参加人らが悪意の受益者であると主張するが、原告による本件公金支出に係る監査請求が棄却されていることに照らせば、悪意の受益者であることを認めるに足りる証拠はなく、原告の主張は採用できない。よって、民法704条前段の法定利息の返還履行請求を求める原告の請求は理由がない。

なお、原告は、補助参加人らが悪意の受益者に当たらないとしても、訴状送達日の翌日から遅延損害金が発生すると主張する。しか

し、善意の不当利得者の返還義務は期限の定めのない債務であるから、債務者は催告により遅滞に陥ると解されるどころ、原告は補助参加人らが県に対して負う不当利得返還債務の債権者ではなく、被告への訴状送達は催告に当たらないから、補助参加人らは遅滞に陥っておらず、上記主張は採用できない。

第4 結論

以上の次第で、原告の請求は、主文の限度で理由があるから、その限度で認容し、その余の請求は理由がないからいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

仙台地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官 高 取 真 理 子

裁判官 内 田 哲 也

裁判官 官 崎 裕 季 子

別紙

当事者自録

仙台市青葉区中央4丁目3-28朝市ビル4階

原	告	仙	台	市	民	オ	ン	ブ	ズ	マ	ン
同	代	表	者	原	田					憲	
同	訴	訟	代	理	人	弁	護	士	晃	平	
同				千	葉				英	洋	
同				宮	腰				信	一	
同				小	野	寺			一	樹	
同				甫		守			雄	介	
同				石		上			輝	雄	
同				高		橋			大	輔	
同				前		田			忠	行	
同				山		田			陽	明	
同				松		澤			和	弘	
同				吉		岡			拓	生	
同				齋		藤			智	憲	
同				坂		野			じ	ん	
同				三		浦			ゆ	優	
同				下	大	澤				弘	
同				十		河				介	
同				渡		部			雄	男	
同				増		田			隆	力	
同				半		澤				覚	
同				鈴		木				圭	
同				野		呂					

同	原	田	憲
同	宇	部	介
同	菊	地	修
同	吉	田	輔
同	宇	都	浩
同	山	田	み
同	畠	山	太
同	今	泉	光
同	篠	塚	照
同	鶴	見	志

仙台市青葉区本町 3 - 8 - 1

被	告	宮	城	県	知	事
		村	井		嘉	浩
同	訴訟代理人弁護士	松	坂		英	明
同		村	田		知	彦
同		郷	野		元	之
同	訴訟復代理人弁護士	安	西		文	衛
同	指定代理人	小	平			爾
同		佐	々	木		真
同		佐	々	木		大
同		大		内	英	典

補	助	参	加	人	渡	邊	和	喜
---	---	---	---	---	---	---	---	---

補	助	参	加	人	佐	々	木	征	治
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

補 助 参 加 人 池 田 憲 彦

補 助 参 加 人 石 川 光 次 郎

上記4名訴訟代理人弁護士 浦 井 義 光

同 丸 山 孝

同 及 森 善 弘

以 上

これは正本である。

平成29年2月1日

仙台地方裁判所第2民事部

裁判所書記官 高橋 伸 明

